

狩猟事故共済普通保険約款

第1章 総則

第1条 (この保険の趣旨)

1. この保険は一般社団法人大日本猟友会（以下、「本会」という。）が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の会員の構成員（以下、「構成員」という。）のうち、この保険契約を締結した者（以下、「契約者構成員」という。）の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、狩猟事故による損害に備えるためのものである。
2. 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって、契約者構成員が金銭的利益を得るような共済は、行わない。

第2条 (用語の定義)

本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属する狩猟者
- (3) 契約者構成員
本会の構成員のうち本保険契約を締結した構成員
- (4) 被保険者
本保険の保障の対象となるものをいい、契約者構成員のことを指す。
- (5) 従たる被保険者
被保険者である契約者構成員と住居及び家計を共にする親族
- (6) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいう。狩猟者登録を行う地区ごとの保険期間の詳細は本約款第3条に定める。
- (7) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
 - ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為
 - イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為（学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。）
 - ウ 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為
 - エ 前ア及びイに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間（イについては、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。）をいう。
- (8) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること。
- (9) 他人
契約者構成員以外の人間で、かつ、契約者構成員と住居及び家計を共にする親族以外の人間をいう。

(10) 遺族

労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条に定める遺族の範囲および順位をいう。

(11) 審査委員会

本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会をいう。

第 3 条 (保険期間)

1. 保険期間 (本会が契約者構成員に対し保険責任を負う期間をいう。以下、同じ。) は、当該年度の狩猟期間の始期 (北海道は、10 月 1 日、内地 (沖縄県を含む。) は、11 月 15 日) から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、保険期間中に起きた事故による損害については、保険期間終了後も、本保険の給付対象となる。
2. 北海道の狩猟者登録を受けた内地移住者の保険期間は、前項の規定にかかわらず 10 月 1 日から翌年 11 月 14 日までとする。
3. 放鳥銃猟区 (法第 68 条第 2 項第 4 号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。) に係る狩猟者登録を受けた内地移住者 (前項に該当する者を除く。) の保険期間は、第 1 項の規定にかかわらず、当該猟区に入猟する場合に限り、その猟区の狩猟期間の始期から、翌年 11 月 14 日までとする。
4. 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地移住者 (前 2 項に該当する者除く。) の保険期間は、第 1 項の規定にかかわらず 11 月 1 日から翌年 11 月 14 日までとする。
5. 法第 7 条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を立て、法施行規則第 9 条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者 (前 3 項に該当する者を除く。) の保険期間は、第 1 項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。

第 4 条 (保険金の支払事由)

1. 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中の事故において、または第 1 種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射 (暴発を含む。) に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき (以下、「他損事故」という。) は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

2. 自損事故保険金

- (1) 被保険者が狩猟行為中の事故により、被保険者自身の生命、身体を害したとき (以下、「自損事故」という。) は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。
- (2) 被保険者が狩猟行為中の事故により、または第 1 種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射 (暴発を含む。) に起因する事故において、従たる被保険者の自身の生命、身体を害したときは、本会は、従たる被保険者に対して本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3. 狩猟行為中疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から 7 日以内に死亡したときは本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

第5条（支払う保険金の額 - 他損事故保険金）

1. 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。

2. 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。

3. 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を前項で算定した金額に付加して給付する。

4. 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算する。

5. 支払保険金の限度額

第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。

第6条（支払う保険金の額 - 自損事故保険金）

1. 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2. 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その傷害が原因で平常の生活又は業務に服することができない場合は、事故のあった日から180日を限度として、1日につき3,000円を、傷害を被った部位およびその症状に応じた別表2に定める日数を乗じた金額を保険金として給付する。

3. 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その直接の結果として被保険者自身が後遺症を残したときは、別表3に定める区分にしたがい保険金を給付する。

4. 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき、合算して300万円を限度とする。

5. 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第4条第2項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第4条第2項の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6. 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと又は契約者構成員もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。

第7条 (支払う保険金の額 - 狩猟行為中疾病死亡保険金)

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは、100万円を自損疾病死亡保険金として給付する。

第8条 (保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は、保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可（以下「所持の許可」という。）を受けないで所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中（銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する他損事故を除く。）の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故（当該猟犬の咬傷による他損事故について、過去に保険金の給付を行っている場合に限る。）

第9条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
2. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算出した金額を当会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条 (保険料の払込方法)

契約者構成員は、都道府県狩猟団体を通じて、現金の一括払いにて当会に保険料を払い込まなければならない。

第11条 (詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、契約者構成員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第12条 (不法取得目的による無効)

契約者構成員が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第13条（告知義務）

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、申込書または告知書において本会が告知事項として質問した事項については、契約者構成員または被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条（通知義務）

契約者構成員または被保険者（これらの者の代理人を含む。以下、同様。）は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 契約者構成員が住所または通知先を変更したとき

第15条（告知義務違反による解除）

1. 契約者構成員または被保険者が、第13条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向けて保険契約を解除することができる。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができる。この場合、本会は保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていたときは、本会は、その全額の返還を請求することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、保険金を支払う。
4. 保険契約の解除は、契約者構成員に対する通知により行う。

第16条（告知義務違反による解除ができない場合）

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。）が、契約者構成員または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、契約者構成員または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続したとき

第17条（重大事由による解除）

1. 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には保険契約を将来に向けて解除することができる。
 - (1) 契約者構成員が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合。
 - (2) 従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があった場合。

- (4) 前三号に掲げるもののほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。
3. 本条による解除は、契約者構成員に対する通知によって行う。

第18条 (受益資格の得喪)

本会の契約者構成員は、都道府県狩猟団体に会費を納入したときに、この保険契約による補償を受ける資格（以下、「受益資格」という。）を取得し、構成員資格を喪失したときに、受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときは、この限りでない。

第19条 (契約者構成員による保険契約の解約)

契約者構成員は、次の各号に該当する場合に、本会所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができるものとする。

- (1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効
- (2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条 (保険料の返戻 - 契約者構成員による解約の場合)

前条の規定により保険契約を解約する場合、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条 (損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、保険責任を負わないことがある。

第22条 (事故発生概況報告)

1. 契約者構成員または被保険者は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告をしなければならない。
2. 契約者構成員または被保険者が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条 (保険金の請求)

本普通保険約款に基づき、被保険者または被保険者の遺族が保険金を請求する場合は、事故発生後1ヶ年以内に別表4に定める書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出しなければならない。

第24条 (保険金の支払時期)

1. 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から90日以内に都道府県猟友会長を経由して、被保険者又はその遺族に保険金を給付する。

2. 前項の確認をするため、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員または保険金受取人に対して通知するものとする。
3. 前条及び前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者会員または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

第25条（保険金支払後の保険契約）

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条（保険契約の更新）

1. 本会は、契約者構成員に対して、保険期間の満了日までに更新前契約の満了および更新について通知する。
2. 契約者構成員は、契約を更新しない場合、もしくは契約内容の変更（第13条に定める告知事項の変更を含む。）を求める場合には、保険期間の満了日までに本会へ通知しなければならない。
3. 契約者構成員から前項の通知がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、本会は、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。
4. 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定および保険料率を適用する。
5. 本条の規定により保険契約を更新した場合、本会は、契約者構成員に対して保険契約証等を交付する。

第27条（更新時における保険料の増額または保険金の減額等）

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て、次の変更（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）を行うことがある。
 - (1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること
 - (2) 保険契約の更新を行わないこと
2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者構成員に通知する。

第28条（保険金の減額）

1. 第4条第1項に定める他損事故の被害者が本会の構成員である場合、第8条の事由に該当しない場合であっても、当該被害者である構成員に次に定める重大な過失が認められるときは、本会は支払うべき保険金の額から、審査委員会の裁定基準に従い5%の額を上限として（ただし200万円を限度とする。）減額することができる。
 - (1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの（以下、「猟服等」という。）の双方またはその一方を着用していなかった場合。
2. 第4条第1項および第2項の事故の際に、被保険者構成員が次に定める順守義務違反が認められる場合、本会は当該被保険者構成員に支払うべき保険金の額から、10万円を限度とし

て別表5に定める金額を減額することができる。

- (1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの双方またはその一方を着用していなかった場合。

第29条 (保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険期間中において、行政庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）を行うことがある。
2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の契約者構成員に通知する。
3. 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の承認を得てこれを定め、本会がこの普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条 (保険金の裁定についての異議申立)

1. 保険金の裁定に不服のある契約者構成員または保険金の受取人は、裁定通知をうけた日から30日以内に、本会に対し異議の申し立てをなし、再審査を請求することができる。
2. 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度保険金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条 (保険金請求権時効)

契約者構成員は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に本会に保険金の請求をしなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り、保険金を請求することができるものとし、3年を経過したときは、契約者構成員は、保険金を請求する権利を失い、本会は、保険責任を負わないものとする。

第32条 (再請求についての制限)

契約者構成員または保険金受取人は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条 (保険金の給付順位)

1. 被保険者が第6条の事故もしくは第7条により死亡したときは、保険金はその遺族が請求し、かつ、受領する。
2. 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

第34条 (受給権の処分禁止)

1. 契約者構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
2. 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条 (契約者構成員相互の事故)

契約者構成員相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者のみが保険

金を請求することができることとする。

第36条（訴訟の提起）

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条（準拠法）

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によることとする。

別表1（後遺障害給付基準（他損））

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で、失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	4,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	3,552万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	3,134万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	2,746万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で、失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	2,358万円
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ、大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	2,000万円

	6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1 手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1 手の拇指及び示指を失ったもの又は揖指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7 1 手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1 上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1 下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,672 万円
第8級	1 1 眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1 手の拇指を含み2の手指を失ったもの 4 1 手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1 上肢に仮関節を残すもの 9 1 下肢に仮関節を残すもの 10 1 足の足指の全部を失ったもの	1,344 万円
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1 手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの 13 1 手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの 14 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1 足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当な醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	1,044 万円
第10級	1 1 眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	806 万円

	<p>3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>7 1手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	
第11級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの</p> <p>9 1手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>11 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>	598万円
第12級	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>9 1手のなか指又はくすり指の用を廃したもの</p> <p>10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>12 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>13 外貌に醜状を残すもの</p>	418万円
第13級	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 1手の小指を失ったもの</p> <p>6 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの</p>	268万円
第14級	<p>1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p>	150万円

6	1手の小指の用を廃したもの
7	1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
8	1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
9	1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの
10	局部に神経症状を残すもの

(上記表中用語： 拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節（拇指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中手指関節もしくは第1指関節（第1の足指にあっては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 7 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。
しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
(a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
(b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
(c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体傷害3級を繰り上げる。
- 8 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 (部位症状別給付日数(自損))

	部位(単位:日)											
	頭部	顔面部				頸部	胸部、腹部、背部、腰部 または臀部		上肢		下肢	
		眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯牙		胸部 (含、胸骨・肋骨・ 肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を除く 上肢	手指	足指を除く 下肢	足指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、筋・腱の不全断裂	7	14	14	7	-	7	7	7	7	7	7	7
挫創または挫滅創(含、動物による咬傷)	14	14	-	14	-	14	14	14	14	14	14	14
骨折または脱臼	60	21	-	-	-	60	21	60	35	21	42	35
欠損または切断	-	21	-	14	7	-	-	-	60	21	70	30
筋または腱の断裂(完全に切断された状態)	-	-	-	-	-	-	-	-	35	21	35	14
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	120	42	60	-	-	70	-	70	35	21	35	14
脊髄の損傷または断裂	-	-	-	-	-	120	-	120	-	-	-	-
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	60	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臓器の損傷もしくは破裂または鼓膜、眼球の損傷もしくは破裂	-	-	30	14	-	-	60	-	-	-	-	-
熱傷	5	5	-	5	-	5	5	5	5	5	5	5
アレルギー、その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1) 表中の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなす。

(注2) 同一事故により被った傷害の部位及び症状が表中の複数の項目に該当する場合、それぞれの部位及び症状に適用されるべき日数のうち最も多い日数に該当する部位および症状に対してのみ保険金を給付する。

別表3 (後遺障害給付基準 (自損))

区分	てん補限度額
	(万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌 (顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状 (顔面においては直径2cm癩痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に奇形を残すとき	45
7. 腕 (手関節より上部)、脚 (足関節より上部) の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残したとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1. から10. 以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

別表4 (保険金請求書類)

請求する保険金の種類	必要書類
他損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 (死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・ 所属猟友会長の証明書 ・ 死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 狩猟者登録証の写し (鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・ 被害者の診療明細書 ・ 被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書面 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷による場合は、当該猟犬についての届出書
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 (死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・ 所属猟友会長の証明書 ・ 死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 狩猟者登録証の写し (鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 鳥獣捕獲中に発生した第6条の事故 (親族に対する他損事故) の場合、鳥獣捕獲許可証もしくは従事者証
狩猟行為中疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 (死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・ 所属猟友会長の証明書 ・ 死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 狩猟者登録証の写し (鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し)

別表5 (保険金から減額する金額)

第28条第2項の規定により保険金から減額する金額は以下のとおりとする。

順守義務違反の内容	保険金から減額する金額
配布ベスト及び帽子又はこれと同等程度の識別効果のあるベスト又は帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額 (但し、10万円を限度とする。以下、同様) の100%
上記ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の70%
上記帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の30%